

R 5. 8. 1

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}東京都同胞援護会

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会（以下「本会」という。）定款第8条及び第22条第1項に基づく役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任解任委員会委員及び顧問をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務場所とし、原則週4日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 旅費とは、交通費、宿泊費等をいう。

2 前項第2号の常勤役員は、常務理事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員として職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬、賞与及び退任慰労金は支給しない。

2 常勤役員については、報酬、通勤手当、旅費、賞与及び退任慰労金を支給する。

3 非常勤役員については、業務に応じた報酬、旅費及び退任慰労金を支給する。

4 非常勤役員のうち理事長及び業務内容により年間30日以上勤務する者の報酬は、別表2を適用することができる。この場合において、理事長に通勤手当を支給することができる。

(月額報酬等の額)

第4条 常勤役員の月額報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については別表1に定める額とし、号給は評議員会において決定する。

(2) 通勤手当については、社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会給与規程（以下「給与規程」という。）を準用して算出した通勤用定期乗車券の1か月分相応額

(3) 旅費については、別表5に定める額

(4) 賞与については、別表3に定める額

- (5) 退任慰労金については、別表6に定める額
- 2 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表4に定める額
 - (2) 旅費については、別表5に定める額
 - (3) 退任慰労金については、別表6に定める額
- 3 非常勤役員のうち前条第4項の規定による報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については別表2に定める額とし、号給は評議員会において決定する。
 - (2) 旅費については、別表第5に定める額
 - (3) 退任慰労金については、別表第6に定める額
 - (4) 前条第4項に規定する通勤手当については、第1項第2号に定める額

(就任・退任・解任時の月額報酬の算定)

- 第5条** 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額の算定方法は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 2 就任した者に対する月額報酬は、就任日から算定する。
 - 3 退任又は解任された者に対する月額報酬は、退任日又は解任日の前日まで算定する。
 - 4 第1項及び第3項の規定にかかわらず、死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第6条** 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 常勤役員及び第4条第3項に該当する非常勤役員に対する報酬等は、給与規程の定めを準用して支給する。
 - (2) 前号以外の非常勤役員に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。
 - (3) 上記以外に定めのないものについては、給与規程の定めを準用する。

(理事及び監事の報酬総額)

- 第7条** 理事及び監事の報酬総額は、年額2,000万円を超えない範囲で支給するものとする。

(災害補償)

- 第8条** 役員等が業務従事中または通勤途上において負傷もしくは死亡したときは、常

勤役員災害補償制度及び非常勤役員見舞金補償制度による補償を行うものとする。

(弔慰金等)

第9条 役員等又は役員等の親族が死亡したときは、別表7に定める額を支給することができる。

2 前項に加え、葬儀等に際して生花及び弔電を供えることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(公 表)

第11条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補 足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年11月 5日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2年 3月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2年 5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2年 9月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3年 5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6年 3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 1 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 0 年 5 月 3 0 日から施行する。

なお、2 0 年度の賞与手当表の冬期支給率については、1. 5～2. 1 ヶ月とする。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 1 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 1 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

別表1 常勤役員報酬表（月額）

※ 号給については前職の役歴及び在職年数等を勘案して評議員会の決議により決定する。

号 給	1	2	3	4
報 酬	350,000	400,000	450,000	500,000
5	6	7	8	9
550,000	600,000	650,000	700,000	750,000

別表2 非常勤役員報酬表（月額）

※ 号給については業務内容、前職の役歴、在職年数等及び出勤日数を勘案して評議員会の決議により決定する。

号 給	1	2	3	4
報 酬	100,000	250,000	300,000	400,000

別表3 賞与

賞 与	夏 期・・・報酬月額×1.5～2.0 冬 期・・・報酬月額×1.5～2.0 ※支給率は、理事会で定め評議員会で決議を行う。
-----	---

別表4 非常勤役員報酬表（都度）

区分	理 事 会 評 議 員 会 入 札 立 会 い 顧 問 会 議 評 議 員 選 任 ・ 解 任 委 員 会 特 別 業 務 会 議 等	監 査 そ の 他
理事	1回 11,000円	1回 22,000円
監事		

評議員		
評議員選任・ 解任委員		
顧問		

※ 月額で報酬を支給する場合は適用しない。

別表5 旅費

交通費	交通機関運賃相応額
宿泊費	都外出張で宿泊を要する場合、その実費
日当・ 食卓費等	給与規程に定める額を準用する

別表6 役員等退任慰労金

区分	退任慰労金の額
理事長	50,000円×在任年数
常務理事	30,000円×在任年数
理事	10,000円×在任年数
監事	10,000円×在任年数
評議員	10,000円×在任年数
評議員選任・ 解任委員	10,000円×在任年数
顧問	10,000円×在任年数

*年数については 6か月未満は1/2
6か月以上は切り上げとする。

別表7 役員等弔慰金一覧表

区分	本人	配偶者・実父母・子
理事長	30,000円	10,000円
常務理事		
理事		
監事		
評議員		
評議員選任・ 解任委員		
顧問		